



No.153
平成28年12月1日

大宜味村

議会だより



祝 やんばる国立公園誕生
奄美・琉球には世界に誇れる
豊かな自然がある

沖縄県町村議会議員・事務局職員研修会 (10月13日)
(NBGサムシング・フオー西崎氏)

- 議会等の議決結果一覧 2
- 意見案第5号に対する討論 5
- 賛否分かかったもの 6
- 4名が一般質問 7
- 災害時の「緊急避難路」の整備に関する所管事務調査報告書 (経済建設常任委員会) 11
- 閉校後の学校跡地利用に関する所管事務調査報告書 (総務常任委員会) 12
- 議員の活動 14

議 案 等 の 議 決 結 果 一 覧

平成 28 年 第 7 回定例会

○平成 28 年 9 月 16 日から 9 月 28 日までの 13 日間の日程で第 7 回定例会が行われ、次のとおり決定された。

議案番号	件 名	議案等の概要	結 果
議 案 第 36 号	平成 27 年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定に基づき、提出する。	原案可決 全会一致
議 案 第 37 号	大宜味村自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例	大宜味村における美しい自然環境、魅力ある景観及び良好な生活環境の保全及び形成と、急速に普及が進む再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和を図るために必要な事項を定めることにより、潤いのある豊かな地域社会の発展に寄与することを目的とした条例を制定する必要があるため、提出する。	原案可決 全会一致
議 案 第 38 号	結の浜地区避難路整備工事の請負契約の変更について	平成 28 年 1 月 5 日締結した結の浜地区避難路整備工事の請負契約について増額変更契約を締結したいので、議会の議決を求める。 1. 既契約金額 128,628,000 円 2. 増 額 15,076,800 円 3. 合計変更契約金額 143,704,800 円	原案可決 全会一致
議 案 第 39 号	平成 28 年度大宜味村一般会計補正予算（第 2 号）	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 502,778 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,810,897 千円とする。	原案可決 全会一致
議 案 第 40 号	平成 28 年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 26,297 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 711,550 千円とする。	原案可決 全会一致
議 案 第 41 号	平成 28 年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,513 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 147,733 千円とする。	原案可決 全会一致
議 案 第 42 号	平成 28 年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,221 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 30,846 千円とする。	原案可決 全会一致

議案 第43号	平成28年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ272千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34,878千円とする。	原案可決 全会一致
認定 第1号	平成27年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について	歳入総額 55億6,902万343円 歳出総額 51億5,333万2,468円 翌年度繰越額 1,826万4,000円 実質収支額 3億9,742万3,875円	認定 賛成多数
認定 第2号	平成27年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	歳入総額 6億9,651万7,988円 歳出総額 6億6,573万5,757円 実質収支額 3,078万2,231円	認定 全会一致
認定 第3号	平成27年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	歳入総額 1億4,233万9,715円 歳出総額 1億3,782万6,012円 実質収支額 451万3,703円	認定 全会一致
認定 第4号	平成27年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	歳入総額 2,585万5,304円 歳出総額 2,464万3,671円 実質収支額 121万1,633円	認定 全会一致
認定 第5号	平成27年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	歳入総額 3,505万6,494円 歳出総額 3,458万3,522円 実質収支額 47万2,972円	認定 全会一致
認定 第6号	平成27年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定について	収益的収入及び支出 収入総額 453万6,908円 支出総額 263万7,813円 資本的収入及び支出はない。	認定 全会一致
意見案 第3号	再生可能エネルギー発電設備設置と住環境の調和に関する意見書	「人」及び「住環境」・「自然環境」・「景観」にも配慮した真の再生可能エネルギーを推進していけるよう強く要望するため。	原案可決 全会一致
意見案 第4号	AV-8ハリアーの墜落事故に対する意見書	村民及び県民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から今回の墜落事故に関し、関係機関へ厳重に抗議するため。	原案可決 全会一致

意見案 第 5 号	東村高江及び国頭村安波の米軍北部訓練場ヘリパッド建設工事の強行に抗議し、工事の即時中止と、やんばるの森の世界自然遺産登録への実現を求める意見書	政府が、辺野古新基地建設同様に東村高江及び国頭村安波におけるヘリパッド建設において、権力により力づくで県民の民意と行動を圧殺しようとする暴挙に強く抗議するとともに、新基地建設のための工事を直ちに中止し、やんばるの森の世界自然遺産登録が実現するよう強く要請するため。	原案可決賛成多数
決議案 第 5 号	A V - 8 ハリアーの墜落事故に対する抗議決議	村民及び県民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から今回の墜落事故に関し、関係機関へ厳重に抗議するため。	原案可決 会 一 致
陳情 第 7 号	台湾を国家として認めるための意見書提出を求める陳情書	「台湾を国家として認める」意見書を国に提出し、台湾を国家として認める支援をお願いしたい。	議員配布
陳情 第 8 号	陳情書	日本の全ての原子力発電所の活動を停止し、日本の全ての核燃料を東京都下のはるか南の鳥島に運び、鳥島の地下に埋蔵する事を求める意見書を貴議会において採択して頂き、国へ要請して頂くよう陳情します。	議員配布
報告 第 8 号	平成 27 年度沖縄県町村土地開発公社決算報告について	地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、平成 27 年度沖縄県町村土地開発公社決算を報告する。	報 告
報告 第 9 号	平成 27 年度決算に基づく健全化判断比率について	平成 27 年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の健全化判断比率について、同項の規定によりいずれも早期健全化基準以下であることを報告する。	報 告
報告 第 10 号	平成 27 年度決算に基づく資金不足比率について	平成 27 年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 2 項の資金不足比率について同条第 1 項の規定により、経営健全化基準以下であることを報告する。	報 告
報告 第 11 号	閉会中の所管事務調査報告書 (閉校後の学校跡地利用について)	議会閉会中に所管事務調査を終了したので、その結果を議会会議規則第 77 条の規定により報告する。 経済建設常任委員会	報 告
報告 第 12 号	閉会中の所管事務調査報告書 (災害時の「緊急避難路」の整備について)	議会閉会中に所管事務調査を終了したので、その結果を議会会議規則第 77 条の規定により報告する。 総務常任委員会	報 告

意見 見案第5号に対する討論

東村高江及び国頭村安波の米軍北部訓練場ヘリパッド建設工事の強行に抗議し、工事の即時中止と、やんばるの森の世界自然遺産登録への実現を求める意見書

反対討論（大城 佐一 議員）

意見案第5号について、反対の立場で討論をいたします。

まず、本意見書に対する賛成、反対を問う前に、本意見書が不条理に提案されたことです。告示の日に提案された意見書は、きょうまで自分なりに考え審議をしてきました。しかし、今日、本会議30分前に当初とは違った意見書の配付に唖然としました。また、先ほど提案者の朗読の中で、本会議で字句を訂正するようなこともあるし、審議する間も与えず、自己中心的に一方向的に提案するこの意見書に同意することはできない。ほかの議員には前もって配付し、私一人に配付していないと知り愕然としました。提案者自身の意見を通すためには手段を選ばず、自分の都合のよい意見書提出の強行的なやり方は、私を愚弄するものであり断じて容認できない。議会の本質からかけ離れてはいないか。意見書の提出については、議会の権限であり、議会の政策上の意思を決定し、その権限を所有する行政機関に送付または提出して、その実現を目指すことが大事なことである。我が村の社会公共の利益に関する事項であるかどうかを検討して処理すべきことは論をまたない。公正、公平に欠けた意見書提出にはとうてい賛成できない。以上のことで反対の討論といたします。

賛成討論①（金城 勇 議員）

私は賛成の立場から討論いたします。

以前にも、本議会においては二度米軍北部訓練場の閉鎖、返還にかかわる意見書を採択しております。今回は、ヘリパッド建設工事の強行に抗議し、工事の中止とやんばるの森が世界遺産登録への実現を求めているわけですが、3村の陸域、海域が正式に国立公園に指定されたときのマスコミのインタビューに、国頭村長が国立公園の隣に米軍基地があるのは好ましくないとおっしゃっておりました。私もそう思います。ヘリパッドが増設されると、これまで以上に騒音による被害や住民生活の破壊、また県民の水がめ水域で墜落事故や環境汚染があっても、国や県は思い通りに調査もできない。実際に返還された土地からダイオキシンなどの検出があり、環境の破壊が報告されております。観光立県を目指す沖縄県、観光でむらおこしをしようとしている3村において、これだけ危険に満ちた米軍基地をやんばるの森に置いておくのは世界史算遺産登録も難しいと思います。やんばるの森を世界自然遺産登録に実現するには、米軍北部訓練場の閉鎖、返還がなされなければ登録は難しいと思います。よって、この意見書を採択していただきますよう、議員各位の賛同を申し上げまして賛成討論といたします。

賛成討論②（東 武久 議員）

ただいま議題となっております意見案について、私は賛成の立場で討論を行います。若干、金城 勇議員の討論と重なるかもしれませんが、私なりの討論を行っていきたいと思います。

現在、工事が進んでいる東村高江及び国頭村安波での米軍北部訓練場ヘリパッド建設工事は、平成22年6月に本村においても、ヘリコプターの低飛行が増加したことから、村民から大きな不安と抗議が寄せられ、東村高江地区のヘリパッド建設に反対し、北部訓練場の無条件返還を求める意見書を本村議会において全議員賛成のもとにより可決された経緯があります。この北部訓練場は、MV 22 オスプレイ機が配備されることは明白であります。このことによる爆音と墜落の危険性がさらに高まることに大きな懸念があります。9月15日、日本政府は大宜味村、国頭村、東村、3村にまたがる、やんばるの森を国立公園に指定いたしました。これから世界遺産登録に向けて動きが加速するものと思われませんが、果たして隣接する場所に軍事基地が存在することで、世界自然遺産登録がスムーズにいくのかどうか危惧するところであります。そしてこのエリアは、県民の命の水がめであり、ひとたび墜落事故が起きた場合には県民生活に大きな支障を及ぼすことが考えられます。森も水も空も、本村は当事者であります。よって、本意見書は採択すべきものと思ひ、議員諸氏の賛同を求め、私の討論といたします。

賛 成多数、少数、賛否分かれたもの

件 名	結果と議員名	採決の結果	大城	新城	仲井間	金城	宮城	前田	安里	吉濱	東	平良
			佐一	一智	宗利	勇	辰徳	孝	重和	覚	武久	嗣男
第7回臨時会	意見案第5号 東村高江及び国頭村安波の米軍北部訓練場ヘリパッド建設工事の強行に抗議し、工事の即時中止と、やんばるの森の世界自然遺産登録への実現を求める意見書	可決	×	欠	退	○	×	○	×	○	○	—

○：賛成 ×：反対 退：棄権と意思表示しての退場 欠：欠席 —：平良嗣男議員は議長のため採決に加わっていません

交通弱者に 配慮した 投票所の設置を



前田 孝 議員

問

6月の沖縄県議選挙の投票所が大宜味小中学校体育館1カ所で、7月の参議員選挙では同体育館と改善センターの2カ所の設置についての経緯について説明されたい。

また、投票所が遠距離になったために高齢者、障がい者、車の免許を持っていない交通弱者の方から不便との声がある。旧小学校ごとに設置し、交通弱者に配慮すべきと思うが見解を聞きたい。

神里選挙管理委員会書記長

県議選挙については、閉校となる各小学校の投票所としての機能の確保や施設の維持管理が明確になっていないことから、投票所としての利用は難しいとの判断で、喜如嘉公民館、役場第2会議室、塩屋公民館、津波公民館の4投票所を決定していたが、投票

所設置の平等性、十分な期日

前投票期間がある、投票事務従事者の確保などから1カ所に決定している。

参議員選挙については、1投票所におけるポスターの掲示場所が公職選挙法第144条の2第2項等で9カ所以内とされていることから、2カ所に決定した。

交通弱者については、検討すべきとの認識はしている。

問

県議選挙と参議員選挙はい

ずれも公職選挙法に基づいて執行されるものであり、今の答弁には疑問がある。

当初予算では公民館使用料として予算が計上され、その審議の中で問いかけもしているが、当時と話が違っている。旧体育館は閉校後も度々利用されているのが現状であるが、見解は。

神里選挙管理委員会書記長

法律であるのでもちろん全選挙に適用される。

体育館と投票所の設置の件については、先の答弁のとおりである。

交通弱者については、国の選挙の場合は選挙事務として取り扱われるということであるので、送迎に関してはこれから検討していきたいと思っている。



大城 佐一議員

児童生徒の 県外派遣助成金に 寛大な助成を

問

大宜味村児童生徒等県外派遣に関する補助金交付事業交付要綱は平成27年2月13日教委訓令第1号で、児童生徒の派遣経費に補助金を交付する趣旨で制定され、継続運営されることを願う交付要綱について伺います。

① 沖縄振興特別推進交付金の活用には制約はあるか、第3条に航空運賃の5割と限定されているが。
② 第2条に対象は村立の小中学校に在籍する児童生徒と表記されている。第1条では大宜味村に在住する児童生徒、在籍と在住の見解の違いは。
③ 第8条の2項、この要綱の規定に違反したとき補助金の取消し、第3項は不正行為で、取り扱いは。

米須教育長

① この事業は沖縄振興特別

推進交付金を活用し、その範囲での制約を受ける。第3条の5割の件は大宜味村独自で決め特に5割という制約はないと考える。

② 基本的には補助対象となる児童生徒に違いはない。表現上1条、2条は若干変わった表現になっており疑義を生じさせる表現であれば訂正なども考えている。

③ 現時点では該当する事例は確認してない。今後事態が確認された場合は、交付要綱に基づいた対応になる。

問

大宜味村独自で制約されない事であり、航空運賃だけでなく、費用に関わる5割を交付するよう、寛大な配慮をお願いする。

米須教育長

基本的にこの事業は沖縄の

問

特殊事情という観点から捉えて、他県との違いで距離的ハンデイがあつて航空運賃とか船賃を想定している。その事業を適用すると航空運賃か船賃が妥当である。

村外の道場に通り県外大会の派遣にこの要綱は適用するか。

米須教育長

当然該当するものと考えている。

こんな質問もしました

人材育成基金の運用や交付要綱の見直しについて

島の上農道の排水対策は？



安里 重和 議員

問

島の上農道についての質問は、今回で3回目です。その間担当課と何度も話し合いを行ってきたが、次の2点について伺う。

①島の上農道排水対策の進捗状況は？

②島の上農道を県から村への移管は？

宮城村長

①については、今年7月28日に横断側溝の3カ所をふさぎ道路沿いに排水を流しているが、今後状況を確認しながら対策を検討していきたい。

②については、現在のところ移管はされていないが、平成25年2月5日付け、管理委託を受けている。財産の譲渡については、県と協議し申請を行って行きたいと考えている。

問

平成27年第5回定例会で、その現場を動画や写真で撮影し北部振興センターと協議を行い、構造物から自然の沢へ流れる状況があり、流速はかなり早い状況を確認している。墓地周辺は、外掘排水路が機能している状況であったという事ですと報告を受けて答弁したことだと思う。

①その動画と写真は村長は確認したか(村長へ写真を提供)写真をみて思った事は？

②これまで担当課と何度も何度も打合せを行い補正予算を組むということでしたが、今回も補正予算が組まれていないがどうなっているのか？

大城産業振興課長

末端の排水の整備が一気にできたら細かい調査は省けるが財政が厳しい。

宮城村長

抜本的に島の上線の問題だけではなくて、この地域の排水路、満潮時あるいは河口閉塞によって水が溜まっている。今後、改善する方法でしっかりと調整していきたい。



津波(ガジナ地区)墓地付近



吉濱 覺 議員

産業振興の充実

問

村は、カラギ活用推進プロジェクトを立ち上げて事業を推進しているが、村第5次総合計画の審議会委員長の「産業化や商業化する際に、全て行政がバックアップするには難しいと思うので、支援策が事業化されるとよい」との提言があるように、事業に対する支援策が必要と思われる。

造林事業をする場合、造林事業木に指定すると補助事業が活用できるが、どのように考えるか。

宮城村長

是非、前向きにカラギ木も造林木として指定できるように検討していきたい。

問

村は、シークワーサー生産振興を掲げ、加工施設の設置や苗木を供給するなど、振興

策を実施してきた。

村は、シークワーサーの現状は消費量が少なく生産過剰であるが、振興計画はどうなっているのか。

宮城村長

振興戦略に基づき販売促進など、推進している。また、村シークワーサー産地協議会の総会は、今年6月29日、村改善センターで開催した。

教育と福祉の

サービスの充実

問

村子どもの居場所運営支援事業が8月22日から村立診療所の医師住宅で開始されたが、事業主体者の責任において子どもの送迎をすべきと考える。

また、村は医師が医師住宅

に住んで往診も対応できる医療を目指しているこの時期に、目的外使用は行政の怠慢である。

今後、変更はないか。

宮城村長

今まで使用していない医師住宅を有効活用しているが、同時に旧大宜味小学校跡地を活用する手続を進めている。医師住宅の使用は、来年3月を目処としている。

送迎については、事業受託者が学校で子どもを迎えている。ぶながやハウス（終了後）には、保護者の責任のもと迎えを行うと決めているが、保護者から要請があれば検討する必要があると思っている。

今後も、医師が医師住宅に住み、往診も対応できる医師の確保に努める。

災害時の「緊急避難路」の整備に関する所管事務調査報告書 (経済建設常任委員会)

1. 調査目的

本村は平地が少なく集落の多くが海岸沿いの低地に立地していて、東日本大震災の災害を教訓に災害時の「緊急避難路」の整備についての観点から、早期に調査が必要である。

2. 調査日時・場所

平成 27 年 6 月 24 日～平成 28 年 9 月 7 日

- (1) 平成 27 年 6 月 24 日 (水) 午前 10 時～午前 11 時
委員会室にて調査の目的・内容・期日・場所の決定
- (2) 平成 27 年 7 月 29 日 (水) 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
中城村役場～うるま市浜比嘉 現地調査
- (3) 平成 28 年 9 月 7 日 (水) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 00 分
大宜味村結の浜地区避難路整備工事 現地調査

3. 調査結果

- (1) 平成 27 年 6 月 24 日、村議会議事堂委員会室において経済建設常任委員会で「閉会中の所管事務調査」における事件：災害時の「緊急避難路」の整備について、調査の目的・内容・期日・場所の決定を行った。
- (2) 中城村：災害対策避難路整備工事について
中城村も本村と同様、集落や学校施設が海拔の低い海岸から近い場所に点在していることから、津波対策は急務であるが災害時の避難路になる道路は未整備の状況であり、そのため津波発生時に敏速な避難が出来る避難路を整備し児童生徒及び地域住民の安対策を図る必要から、沖縄振興特別推進交付金（8割補助）を活用し平成 25 年 1 月 4 日～平成 25 年 4 月 30 日まで 2 箇所 360 m、平成 25 年 8 月 23 日～平成 26 年 1 月 31 日まで 1 箇所 150 m、平成 25 年 12 月 6 日～平成 26 年 3 月 26 日まで 1 箇所 130 m の計 4 箇所の整備を完了している。用地取得については漬地の一筆のみである。避難路先にはゴルフ場及び自治会所有の土地があり、災害時の一時避難場所としてそれぞれ協定書を結んでいる。また、独自で調査をした、うるま市浜比嘉についても海岸沿いの低地帯地域に居住する安全安心を確保するため避難路が設置されていた。
- (3) 大宜味村：結の浜地区避難路整備工事
結の浜地区は外海と面しているため、地震による津波発生を想定し短時間で安全な高所へ避難するための避難路の整備工事を行い、結の浜の安心安全の確保のために平成 28 年 1 月 6 日より工事に着手したが、用地取得関係による線形の見直しに伴う工期の変更また、工種の数量変更等に伴う追加増額変更も行われている。本工事も沖縄振興特別推進交付金を活用した事業で、平成 28 年 10 月 31 日の完成を予定している。

4. 総括

今回の調査は平成 27 年 3 月議会で所管事務調査について決議し、平成 27 年 6 月 9 日付で大宜味村議会議長平良嗣男宛へ閉会中の所管事務調査の申出書提出し本日に至っているところである。

本調査において中城村は合計 4 箇所では L = 640 m で総額 43,969,500 円に対し、本村は、L = 104.05m と L = 97.97m の 2 箇所では L = 242.7m で総額 153,773,000 円の予定である。

本工事に対して各委員からの意見は、①用地取得費や付属物等も含まれ又地形等に考慮しても割高な感がある。②工法の検討で勾配も緩やかで安価な案はなかったのか。③大雨・水害に対する検討、現行では階段そのものが排水路になるのではないか。④完成後には公園に来た人々も想定した訓練の検討。⑤避難広場整備工事も着工しているが、雨・風・寒さを凌げる場所として堆肥工場みのりと一時避難場所として協定を結んでどうかとの意見が出された。以上のことについて、執行部は今後の計画の参考にしていただきたい。

最後に今回の所管事務調査は結の浜地区避難路整備工事に対する調査ではなく、大宜味村全体を見渡した災害時の「緊急避難路」の整備についての所管事務調査であることを申し添えておきたい。行政と議会が果たすべき事・役割を考え、一体となって取組む覚悟が大事なのではないかと考える。

各集落において、安心・安全を守るために再検証を行い必要な場所については、早急に対応すべきである。

「事が起こってからの処理より事が起きる前の準備」を常日頃から肝に銘じ日々の業務に精進していただきたい。以上で閉会中の所管事務調査の報告とする。

閉校後の学校跡地利用に関する所管事務調査報告書 (総務常任委員会)

1. 調査目的

大宜味村内の 4 小学校の統合及び中学校の移転により、閉校後の学校施設等跡地利用に資するため。

2. 調査日時・場所

平成 27 年 6 月 22 日～平成 28 年 9 月 7 日

(1) 平成 27 年 6 月 22 日 (月) 午前 10 時～午前 11 時

委員会室にて調査の目的・内容・期日・場所の決定

(2) 平成 27 年 7 月 29 日 (水) 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分

うるま市・今帰仁村にて現地視察調査

(3) 平成 28 年 6 月 24 日 (金) 午後 1 時 30 分～午後 3 時

委員会室にて島田勝也氏による講話

(4) 平成 28 年 9 月 7 日 (水)

委員会室にて教育委員会職員を講師に補助金適正化法について研修

3. 調査結果

(1) 平成 27 年 6 月 22 日、村議会議事堂委員会室において総務常任委員会で「閉会中の所管事務調査」における事件：閉校後の学校跡地利用についての調査の (2) 平成 27 年 7 月 29 日、うるま市比嘉小学校跡地・浜中学校跡地視察。

平成 24 年 3 月に廃校のなったうるま市内の学校跡地利用については、当該市のホームページより「学校跡地・跡施設活用方針」を検索した資料に基づいて独自の視察研修を行った。

その後、今帰仁村役場において今帰仁村立小中学校統合後跡利用経緯等の資料に基づいての概略から、旧今帰仁中学校で福祉施設・農業生産法人の事業所、地元酒造所の倉庫、社会福祉協議会の事務所、村立図書館、村営住宅、村立保育所の施設利用状況までを村の担当職員等から説明を受けて視察研修した。また、旧湧川小中学校については、利用事業者の農業法人(株)あいあいファームからの利用施設の案内で利用状況説明を受けて視察研修した。

(3) 平成 28 年 6 月 24 日、村議会議事堂委員会室で島田勝也沖縄大学地域研究所特別研究員を講師に招き「大宜味村立学校跡地利活用勉強会」を開催した。県内、全国の事例や大宜味ブランドの魅力の紹介、廃校活用の進め方の提言を受けた。

(4) 平成 28 年 9 月 7 日、村議会議事堂委員会室で大宜味村教育委員会学校教育担当古我知禎を講師に招き「補助金適正化法による行政財産の処分勉強会」を開催した。公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分手続の概要や処分内容による事例説明を受けた。

4. 総括

今回の総務常任委員会の所管事務調査を終え村当局への提言として、学校跡地は村共有の貴重な財産であり、基本構想・基本計画における村づくりの将来像や基本目標・理念を基に、村の重要施策や各事業計画との整合性の留意とアンケート結果を参考に、村域全体の施設の現状を総合的に把握した上で、村民全体の利益という観点から全体的な行政需要や地域コミュニティ、福祉、産業等の地域活性化等の社会需要に対応可能な有効活用策の実現を実施されたい。

また、学校跡地・施設活用による業者選定には事業計画（村の重要施策や各事業計画との整合性、地域活性化等の社会需要に対応可能な有効活用策）の妥当性と公平性が保てるように実施されたい。

さらに、誇り高い大宜味ブランドや閉校後の学校施設等跡地利用に資するため、高度な専門性が要求されている。そのため行政執行が円滑に推進できるように可能であるならば、国及び県の人財派遣事業等を活用することは、有用と考えられるので実施されたい。

以上総務常任委員会の閉会中の所管事務調査の報告とする。



結の浜地区避難路調査(9月7日)経済建設常任委員会



ウチナンチュ大会大宜味村出身者歓迎交流会(10月28日)
【海外からの参加者 計57名】



北部三村(国頭・大宜味・東)議会議員・事務局職員研修会による視察(11月22日)
(左)山筆者の会の皆さんによる田嘉里紹介 (右)田嘉里酒造所見学



20数年ぶり?農村環境改善センターにおける結婚パーティー(11月5日)

※詳しい内容については、各公民館に配布されている議会会議録をご覧ください。



- 発行/大宜味村議会 〒905-1392 沖縄県国頭郡大宜味村字大兼久157番地
- 編集/議会広報常任委員会 TEL (0980) 44-3117 FAX (0980) 44-3344
- 印刷/大宮印刷 〒905-0011 沖縄県名護市宮里1丁目2-6-2 TEL (0980) 52-1607